

雇用保険失業給付手続きをされた皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大を受け緊急事態宣言が発令されました。郵送での失業認定にご協力をお願いいたします。

【認定日の特例措置期間】

令和2年5月31日（日）までに失業認定日が指定されている方

【郵送による証明認定】

指定されている失業認定日の翌日から起算して7日以内の消印にて、「雇用保険受給資格者証」、「失業認定申告書」、「返信用封筒（切手不要）」をハローワークに郵便にて送付してください。

「失業認定申告書」の備考欄に、「**新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難**」と連絡先電話番号を必ず記載してください。

失業認定及び基本手当振込等の処理を行い、「雇用保険受給資格者証」と「次回の失業認定申告書」（支給終了となった方は、「雇用保険受給資格者証」のみ）を特定郵便にて返送いたします。

併せて「神奈川ハローワークホームページ」もご覧ください。

※希望される方は認定日変更や従来通りの認定手続きも可能です。

認定日変更には日付の期限がありますので、希望される方は必ず事前に受給手続きを行っているハローワークへお問い合わせください。